

福岡県水素グリーン成長戦略会議  
令和7年度福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県水素グリーン成長戦略会議(以下「戦略会議」という。)が実施する福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運輸部門は国内全体のCO<sub>2</sub>排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比46%減)の達成に向け、商用車の電動化(BEV、PHEV、FCV等)は必要不可欠である。中でも、走行時にCO<sub>2</sub>を排出せず、走行距離が長く、充填時間が短い燃料電池トラックへの期待が高まっている。本補助金は、燃料電池トラックの購入に係る経費の一部を補助することにより、燃料電池トラックの普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池トラック」とは車載タンクに充填された水素と、空気中の酸素の化学反応によって発生する電気を使ってモーターを駆動させ走行する自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (2) 「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法(令和元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(以下「一般貨物自動車運送事業」という。)、貨物利用運送事業法(令和元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業(以下「第二種貨物利用運送事業」という。)その他事業をいう。
- (3) 「自動車リース事業者」とは、商用自動車の貸渡しを業とする者をいう。

(申請者)

第4条 補助金の交付を申請できる者は、以下の要件をいずれも満たす者とし、公募により募集する。

- (1) 福岡県内に本社または事業所がある。(自動車リース事業者の場合、トラック使用者が福岡県内に本社または事業所のあるものとする。)
- (2) 戦略会議の会員である。(自動車リース事業者の場合、トラック使用者が会員であるものとする。)
- (3) 令和6年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(トラック))(以下「国補助金」という。)の交付を受けることが決定している。
- (4) 次のいずれかに該当する。
  - イ 貨物自動車運送事業者
  - ロ 自家用トラックを業務に使用する者(車両総重量2.5トン超の車両に限る。)
  - ハ 自動車リース事業者(イ、ロに貸渡しする者に限る。)
  - ニ その他これらに準ずるものとして会長の認定を受けた者

2 申請者(自動車リース事業者の場合、トラック使用者含む)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴

- 力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、過去5年以内に暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (5) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(交付対象経費及び交付額の算定方法)

第5条 補助対象となるものは燃料電池トラック導入費用（6年間相当のメンテナンス費込み）とする。ただし、国・地方公共団体からの公費による委託事業で使用する燃料電池トラックは除く。

2 補助金の額は、A：燃料電池トラック導入費用（6年間相当のメンテナンス費込み）とB：ディーゼルトラック導入費用（FCトラックと同架装で6年間相当のメンテナンス費込み）の差額から、C：国補助金の額を差し引いた額（上限31,000,000円）とする。

A：燃料電池トラック導入費用－（B：ディーゼルトラック導入費用＋C：国補助金の額）

3 前項の規定にかかわらず補助対象経費について国・戦略会議以外の団体からの補助金等（以下「その他補助金等」という。）を併用し受ける場合にあっては、前項の規定により算出した額からその他補助金等の額を差し引いた額とする。

4 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年2月28日までに「福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金交付申請書」（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受け、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに「福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金変更交付申請書」（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 会長は、第6条の規定による交付申請又は前条の規定による変更交付申請があったときは、申請書類を審査し、補助対象の採否を決定する。

2 会長は、補助金の交付を決定したときは「福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金交付決定通知書」(様式第3号)により、交付決定内容の変更を決定したときは「福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金変更交付決定通知書」(様式第4号)、不交付を決定したときは「福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金不交付通知書」(様式第5号)により、交付申請者に通知するものとする。

3 会長は交付の決定にあたっては、第5条第4項により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

4 会長は、第5条第4項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 国補助金において求められている期日までに車両登録を完了すること
- (2) 国補助金において提出が求められている二酸化炭素削減効果等についての事業報告書を、国への提出と同時に、会長にも提出すること
- (3) 架装については、戦略会議(福岡県)の補助金を活用している旨、及び水素を利用して走っている旨のラッピングを施すこと
- (4) 福岡県からの試乗会や展示会への協力依頼に対し協力すること
- (5) 導入する燃料電池トラックのナンバープレート地名表示は、福岡、北九州、久留米または筑豊のいずれかであること
- (6) その他、燃料電池トラックの普及促進に関して協力すること

(事業の中止)

第10条 第8条第2項の補助金交付決定又は変更交付決定を受け、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ「福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金事業中止申請書」(様式第6号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実績報告書兼補助金交付請求書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日(補助事業者が交付申請時に補助対象車を購入済であった場合は、第8条第2項の規定による交付決定又は変更交付決定を行った日)から起算して60日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに「福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金事業実績報告書兼補助金交付請求書」(以下「実績報告書」という。様式第7号)を会長に提出しなければならない。様式第7号を提出する際は交付請求額の根拠資料となるものを添付すること。また根拠資料が提出後に変更となった際はその旨確実に報告すること。

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査を行い、補助金の額を確定し、「福岡県燃料電池トラック導入促進事業費補助金確定通知書」(様式第8号)により通知する。補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金不交付通知書に

より、補助事業者に通知するものとする。

なお、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

- (1) 事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額。
- (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあたっては、当該変更後の額）

（補助金の支払い）

第13条 会長は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して、実績報告書に記載されている指定口座への精算払いを行うものとする。

（交付決定の取り消し）

第14条 会長は、次の各号に掲げる場合には、補助事業者に対し、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業に関して、会長が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (2) 補助事業に関して、提出した書類等に虚偽があるとき
- (3) 補助事業を中止したとき（但し、第10条の規定により承認を受けたものを除く）

（管理）

第15条 補助事業者又はトラック使用者は、補助金により取得した燃料電池トラックを善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第16条 補助事業者は、登録日から6年間の期間内において、取得した燃料電池トラックを処分しようとするときは、あらかじめ会長に書面をもって申請しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 補助事業者又はトラック使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が定める期限内に、全額を返還しなければならない。

- (1) 本要綱に違反した場合
  - (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
  - (3) 実績報告時に提出した根拠資料に変更等があったにも関わらず、報告を怠ったとき
- 2 補助事業者又はトラック使用者は、前条の規定に基づき登録日から6年間の期間内において、取得した燃料電池トラックを処分する場合は、未経過期間分の補助金を返還しなければならない。なお、具体的な返還額は、会長と別途協議するものとする。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（帳簿書類の検査等）

第19条 トラック使用者は、補助金反映後のリース契約額について、毎年度の支払いの根拠資料を、翌年度の4月30日までに、会長に提出しなければならない。

2 会長は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求め

ることができるものとする。

(仕入れに係る消費税等相当額に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、報告書(様式第9号)により、速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日より施行する。